

# 令和元年度 河城小学校いじめ防止基本方針

## 1 河城小生徒指導の基本方針

- ★一人ひとりがかけがえのない子どもであるという人間観に立ち、全ての教育活動を通して、自分自身を見つめ（心）、互いを受けとめ合い（かかわり）、よりよい自分を求めながら学んでいこうとする心（意志）を育てる。
- ★人とのかかわりの中で自分自身を見つめ、問い直す時間を大切にす。
- ★仲間との生活を見つめ、よりよい自分の在り方を見つめ直していく態度を育てる。

## 2 いじめ防止に関する基本的な考え方

### (1) いじめの定義

「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」  
(H25 いじめ防止対策推進法)

心理的威圧や言葉の暴力、悪口、冷やかし、からかい、噂を広める、仲間はずれ、無視といった行為などの「暴力を伴わないいじめ」  
(H27「いじめに備える基礎知識」文科省国立教育施策研究所)

### (2) 学校におけるいじめの実態

校内のあちこちで、人とのかかわり方が適切ではなく、場合によってはいじめにつながりかねない言動が見られる。特に言葉遣いで友達を傷つけてしまうことが多く、年間を通して長期的に指導を続けていく必要がある。また、大勢の意見や行動、集団の雰囲気についていけない、学習の理解や行動が皆と少しずれる等で、「困った子」のような見方をされる児童も見られた。「どの学校にもいじめは存在する」という意識の元、小さな芽をしっかりと見取り、いじめの早期発見、早期対応をし、複数の職員で協力して対応しながら小さな芽のうちに摘み取っていく体制で臨んでいきたいと考える。

### (3) 目ざす子どもの姿

学校教育目標「かがやく子」→重点目標「自分からかがやく」  
生徒指導の理念「見つけよう 自分のよさ 友だちのよさ」を踏まえ、学期の目標である「自分から輝きを見付ける」「自分から輝きを磨く」「自分から輝き合う」を合い言葉にし、意識して生活できる子をめざしたい。

## 3 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

### (1) 組織体制

いじめ対策委員会 主な構成員及び役割  
生徒指導主任・・・招集・進行・解決までの道筋提案  
学年主任、担任・・・（いじめ状況報告・児童の表れの様子）  
校長、教頭、教務主任、養護教諭、特別支援コーディネーター、  
（SC、SSW・・・指導・助言）

## 4 いじめ防止等の対策のための実施計画

### (1) 校内における指導・職員間での連携に関する実施計画

- ① 個や学級集団の実態をつかみ、児童理解に基づいた支え合う

温かな学級づくりをする。

- ・日々の授業を中心に、生活のあらゆる場面で、子どもを捉える努力をする。（観察メモ、面談、会話、遊び、日記、作文、諸検査、アンケート、連絡帳等）
- ・子どもたちの日常の活動を、受容的、共感的、肯定的に捉えて励ます。
- ・子ども一人ひとりの「その子らしさ」を認め、自尊感情を育てる。
- ・教師も含め、人間は誰もが弱さや足りなさ（乗り越えなければいけない課題や本能）をもった存在であることを受けとめ、合意、指摘し合うのではなく、思いやりのある声かけを認め、褒め励ましながら、共に伸びていこうとするスタンスを大切にす。
- ・教室以外の場所や学級学年を超えた異学年とのかかわりも大切にしながら、全校児童で声を掛け合う姿勢を大切にしながら様子を見守っていく。

② 一人ひとりが受け入れられ、力（よさ）が発揮でき、認め合い支え合う授業づくりをし、自己肯定感を高めていける日々の生活に心がける。

- ・誰のどんな表現も肯定的に受けとめ、支持的な言葉や気持ちを全体に広げられる学習集団を育てる。
- ・結果だけでなく、試行錯誤しながら粘り強く学んでいく友達の様子を「よさ」と捉えられるよう、日常的に「よさ」の価値を広げる働きかけをする。

③ 児童アンケート等で情報を掴む。

- ・学級で定期的に（週1回程度）いじめについて担任から声かけする場を設け、「いじめ」に対する抑止力を高める。
- ・各ステージに一度いじめアンケートを実施し、1週間後にいじめ対策委員会を開きいじめ防止に努める。
- ・学期末児童アンケートを行い（1・2学期の2回）、結果から人間関係の歪みや一人ひとりの悩みを掴むと共に、今後の指導に役立つ。

④ 児童面談週間で一人ひとりに声をかける。

- ・各学級の実態に合わせ、必要に応じて児童面談の時間を確保し、一人ひとりに声をかけ悩みを掴む。気になる児童は、更に継続して話をする機会をもつ。

⑤ 保健室との連携の充実を図る。

- ・養護教諭は保健室での子どもの表れを掴み、情報共有に役立てる。
- ・気になる児童については、教務会を中心に、いじめ対策委員会の構成員と積極的に情報交換を行い、対応の共通理解を図る。

⑥ スクールカウンセラー（SC）及びスクールソーシャルワーカー（SSW）との連携を密にする。

- ・SCおよびSSWからの情報を元に、必要に応じてケース会議を開いたり、保護者面談を実施したりして、児童理解、家庭理解に役立つようにする。

⑦ 職員室を情報交換の場にする。

- ・職員室で自由に情報交換できる雰囲気をつくる。
- ・出入り授業の様子を伝え合う。
- ・心配なこと、気になる表れ、表情等を学年間を中心に伝え合

- う。
- ・学年会で情報交換をし、必要に応じて学年部にも声をかけ共有化を図る。
- ⑧ 生徒指導研修会（これをSCの講話の時間に使いたい）
  - ・「心にかける子」の共通理解と指導の在り方についての情報交換をする。5月と7月の子どもを語る会で、全職員に情報を共有化する。
- (2) 地域・保護者との連携についての実施計画
  - ① 保護者との連携計画
    - ア 親子ふれ合い活動を行う。
      - ・P T A学年委員会を中心に、各学年で親子でのふれ合い活動を実施し、心の安定を図る。
    - イ 家庭訪問・保護者面談・希望面談を実施し、保護者との連携を密にする。
      - ・気になる表れが見られる児童は、早めに保護者と情報共有する面談等をもつ。
      - ・家庭訪問や面談で、家庭を中心とした児童の成長環境について情報を得る。
      - ・児童の成長や子育てについての悩み等で気になる保護者については、SCやSSWとの面談を勧め、カウンセリング環境を充実させる。
    - ウ 人権や情報モラル等の講話や、フリートークの会を設定し、保護者同士のつながりを強くする取り組みを進める。
    - エ 携帯電話、スマートフォン、携帯音楽プレーヤー、ゲーム機などの扱いやトラブルの実態等についての学習会をP T A学年委員会を中心に計画推進する。（学級懇談会で話題に）
  - ② 地域との連携計画
    - ・スクールガードや学校評議員、P T A役員との連絡を密にし、情報を得る。

## 5 基本方針や実施計画の点検・見直し〔P D C A〕

- (1) 4月の初めに、生徒指導方針・いじめ防止基本方針を共通理解する。〔P〕
- (2) 方針・計画に従い、いじめの事前防止や児童の実態把握に努める。〔D〕
- (3) 1学期末の中間学校評価時に、生徒指導体制やいじめ防止体制について、アンケートに項を起しし振り返りをする。〔C〕
- (4) 生徒指導主任が児童アンケートをまとめた資料や総括を職員全員で共有する。級外も含めて全職員で児童の実態・現状分析をして、働きかけに活かす。取組についての反省をし、必要があれば修正する。〔C・A〕
- (5) 教育課程編成時に、一年の生徒指導体制やいじめ防止体制について、アンケートに項を起しし振り返りをする。（職員・保護者）〔C〕
- (6) 一年の取り組みを振り返り、基本方針や実施計画の見直し・修正を行う。〔C〕
- (7) 新しい組織で、生徒指導方針・いじめ防止基本方針を共通理解し、それに従い働きかけをする。〔P・A〕